

(別紙3)

「農業参入アドバイザーチーム」の設置について

施行日：平成22年11月12日

1 設置目的

農家の減少、高齢化、耕作放棄地が増加している中で、一般企業等が農業参入することは、新たな農業の担い手として期待し、県では参入を推進している。

一方、農業参入企業の意向としては、参入の際には、初期投資、農業技術の習得、機械・施設の整備、収益性、販路の確保の支援が求められており、この部門について専門的なアドバイスが必要である。こうしたことを踏まえ、県は、融資制度、生産技術、加工・販売、マーケティング等の専門家で構成する「農業参入アドバイザーチーム」を設置する。

2 名称及び構成

- (1) 名称は、「農業参入アドバイザーチーム」とする。
- (2) 構成は、融資制度や商品開発、販路開拓に精通した専門家や食品関連企業OB等などの専門知識や経験を有する者からなるアドバイザーで構成する。

3 アドバイザーの選定要件

知事は、設置目的に賛同し、次のいずれかの要件を満たす者の中からアドバイザー候補者を選定し、アドバイザー登録を依頼するものとする。

- (1) 農産物の加工・製造の専門知識や経験を有する者
- (2) マーケティングや販路開拓の専門知識や経験を有する者
- (3) 融資制度や経営診断や事業計画に精通した者
- (4) 農畜産物の生産経験や栽培・飼養知識が豊富な者
- (5) 6次産業化や農商工連携で先導的な取組みに精通している者

4 アドバイザーの登録

- (1) 知事から依頼を受けたアドバイザー候補者は、異存ない場合、農業参入アドバイザー登録票（様式第1号）（以下「登録票」という。）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、アドバイザー候補者からの登録票の受理をもってアドバイザーの登録とする。

5 アドバイザーの任期

- (1) アドバイザーの任期は登録当該日の属する年度末までとする。
- (2) アドバイザー登録者からの申し出により任期内でも登録は解除できるものとする。

6 アドバイザーの活動

アドバイザーは、派遣を希望する企業等の要請に応じて、以下の内容で支援活動を行うものとする。

(1) アドバイザーの活動範囲

- ① 生産者等の農産物加工や製造の支援
- ② 生産者等のマーケティングや販路開拓の支援
- ③ 生産者等に融資制度の助言や経営診断の実施
- ④ 生産者等に農畜産物の生産技術支援
- ⑤ 生産者等に6次産業化や農商工連携の支援
- ⑥ その他、知事が特に必要と認める活動

(2) アドバイザーの活動経費

アドバイザーの活動に必要な旅費、報償費はアドバイザーの派遣を依頼する者が以下のとおり支払うこととする。

① 報償費

ア. アドバイザーの派遣を要請する者が報償費の基準を定めていない場合は、県報償基準の大学講師相当を準用し、1時間当たり5,700円とする。

イ. 上記によらない支払が生じる場合は、アドバイザーの派遣を要請する者と県（農業振興課）とで協議し、支払額を別途定める。

② 旅費

県の旅費規程に基づき支払うものとする。